三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十九年八月十七日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
平成四年十一月九日農林水産省告示第千百八十七号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係市町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十九年八月十七日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
平成二十九年八月十七日農林水産省告示第千百七十七号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十九年八月十七日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道十勝郡浦幌町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び浦幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十九年八月十七日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
平成三年五月十四日農林水産省告示第六百十四号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第七百九十七号

名古屋飛行場の施設について告示した事項に変更があったので、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十九年八月十七日
国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　愛知県　愛知県名古屋市中区三の丸三丁目一番二号
二　空港の名称及び位置　名古屋飛行場　愛知県西春日井郡豊山町
三　変更した事項(変更前の事項については、平成二十九年国土交通省告示第四号を参照)
イ　誘導路
延長　二千九百九十二メートル
ロ　エプロン
面積　二十万七千八十八平方メートル
四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十九年九月十四日

○海上保安庁告示第三十二号

航路標識の設置、廃止及び一時撤去について、航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第十五条の規定により、次のように告示する。
平成二十九年八月十七日
海上保安庁長官　中島　敏

名称　宮崎県都井岬南東沖浮魚礁施設灯
位置
所在地　都井岬灯台(宮崎県串間市)の南東方約三七キロメートル
緯経　三一―〇五―四九　一三一―三四―二七
灯質　モールス符号白光　毎八秒にU(・・―)
光度　実効光度一五〇カンデラ
光達距離　六・〇海里
明弧　全度
点灯年月日　平成二十九年七月二日
記事　一　附属施設　レーダー反射器
二　宮崎県管理

名称　川崎北防波堤灯台
位置
所在地　京浜港川崎区(北防波堤外端)
緯経　三五―三〇―三一　一三九―四六―四四
廃止年月日　平成二十九年七月五日

名称　都井岬南東沖浮魚礁施設灯
位置
所在地　都井岬灯台(宮崎県串間市)の南東方約四二キロメートル
緯経　三一―〇三―四七　一三一―三六―四八
廃止年月日　平成二十九年七月十日

名称　鼻繰埼沖ＥＮＥＯＳグローブガスターミナル第二号灯浮標
位置
所在地　鼻繰埼(青森県青森市)の北西方約四・五キロメートル
緯経　四〇―五三―五二　一四〇―四七―三六
撤去年月日　平成二十九年七月十一日
記事　一時変更

名称　市江埼沖ＧＰＳ波浪観測灯浮標
位置
所在地　市江埼灯台(和歌山県西牟婁郡白浜町)の西北西方約二三キロメートル
緯経　三三―三八―三二　一三五―〇九―二四
廃止年月日　平成二十九年七月十四日
記事　一時撤去中のところ廃止

○海上保安庁告示第三十三号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第十五条の規定により、次のように告示する。
平成二十九年八月十七日
海上保安庁長官　中島　敏

名称　直江津港帝石シーバース灯
位置
所在地　新潟県直江津港(国際石油開発帝石直江津ＬＮＧ桟橋中央)
緯経　三七―一二―二三　一三八―一六―一四